

①	件名	石巻市建築審査会の委員の任期について				
②	施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】 これまで建築基準法の規定により、建築審査会の委員の任期については2年としていたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第5次地方分権一括法）」が平成27年6月26日に公布され、建築基準法に関しては、建築審査会の委員の任期を条例で定めることとされた。</p>				
③	根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】 建築基準法（昭和25年法律第201号） 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号） 石巻市建築審査会条例（平成17年石巻市条例第271号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>				
④	提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年6月26日 第5次地方分権一括法公布 ・平成27年6月26日 建築基準法の一部改正 ・平成27年9月25日 建築基準法施行規則の一部改正 				
⑤	主な内容	<p>石巻市建築審査会条例の一部改正 建築審査会委員の任期については、国土交通省令で定める参酌基準のとおり2年とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">国の基準【参酌すべき基準】</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">① 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">② 委員は、再任されることができる。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">③ 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</td> </tr> </table>	国の基準【参酌すべき基準】	① 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする	② 委員は、再任されることができる。	③ 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。
国の基準【参酌すべき基準】						
① 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする						
② 委員は、再任されることができる。						
③ 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。						
⑥	実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	従来通りの扱いとなるため、影響は生じない。				
⑦	他の自治体の政策との比較検討	県内の特定行政庁において、全て建築審査会委員の任期は従来通りの2年とする予定。				
⑧	今後の予定及び施行予定年月日	平成28年2月 平成28年石巻市議会第1回定例会へ条例改正案を提案予定（平成28年4月1日施行） 平成28年4月 第5次地方分権一括法施行				
⑨	その他					